

議案第2号

筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和8年1月21日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(筑西市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 筑西市職員の給与に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.

5」に改め、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を、「「100分の60」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第18条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、「12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、「12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額						
定年			円	円	円	円	円	円	円
前再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
短時間勤務職員以外の職員	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	

46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				

		97	308,900	359,400					
		98	309,200	359,800					
		99	309,500	360,200					
		100	309,900	360,600					
		101	310,100	361,100					
		102	310,400	361,500					
		103	310,700	361,900					
		104	311,000	362,300					
		105	311,200	362,800					
		106	311,500	363,200					
		107	311,800	363,500					
		108	312,100	363,800					
		109	312,300	364,200					
		110	312,600						
		111	313,000						
		112	313,300						
		113	313,500						
		114	313,700						
		115	314,000						
		116	314,400						
		117	314,600						
		118	314,800						
		119	315,100						
		120	315,400						
		121	315,700						
		122	315,900						
		123	316,200						
		124	316,500						
		125	316,800						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条に規定する職員を除く。

第2条 筑西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に、「の額の範囲内で市規則で定める額を加算した」を「を超えない範囲内で市規則で定める加算額をえた」に改め、同号アからスまでを削る。

第17条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「、100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「、100分の106.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項後段中「「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第4条 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項後段中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

(筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特

例に関する条例（平成17年条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項後段中「「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第6条 筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項後段中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

（筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第7条 筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

392, 000
440, 000
492, 000
555, 000
634, 000
740, 000
864, 000

を

】

405, 000
455, 000
508, 000
574, 000
655, 000
765, 000
893, 000

に改める。

】

第8条第1項の表中

「

1 8 3, 5 0 0
2 3 0, 0 0 0
2 6 5, 3 0 0
2 9 8, 8 0 0
3 2 1, 3 0 0
3 5 5, 2 0 0
4 0 8, 3 0 0
4 5 8, 3 0 0

を

」

「

1 9 5, 8 0 0
2 4 2, 0 0 0
2 7 6, 3 0 0
3 0 9, 8 0 0
3 3 2, 6 0 0
3 6 6, 8 0 0
4 2 0, 7 0 0
4 7 1, 9 0 0

に改める。

」

第9条第2項中「「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第8条 筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

(筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政職給料表

号給	給料月額
1	円 1 9 5, 8 0 0
2	1 9 6, 9 0 0
3	1 9 8, 1 0 0
4	1 9 9, 2 0 0
5	2 0 0, 3 0 0
6	2 0 2, 0 0 0
7	2 0 3, 6 0 0
8	2 0 5, 2 0 0
9	2 0 6, 7 0 0
10	2 0 8, 4 0 0
11	2 1 0, 0 0 0
12	2 1 1, 6 0 0
13	2 1 3, 1 0 0
14	2 1 4, 8 0 0
15	2 1 6, 5 0 0
16	2 1 8, 2 0 0
17	2 1 9, 4 0 0
18	2 2 1, 0 0 0
19	2 2 2, 6 0 0
20	2 2 4, 1 0 0
21	2 2 5, 6 0 0
22	2 2 7, 2 0 0
23	2 2 8, 8 0 0
24	2 3 0, 4 0 0
25	2 3 2, 0 0 0

2 6	2 3 3 , 7 0 0
2 7	2 3 5 , 0 0 0
2 8	2 3 6 , 3 0 0
2 9	2 3 7 , 6 0 0
3 0	2 3 8 , 7 0 0
3 1	2 3 9 , 8 0 0
3 2	2 4 0 , 9 0 0
3 3	2 4 2 , 0 0 0
3 4	2 4 2 , 9 0 0
3 5	2 4 3 , 8 0 0
3 6	2 4 4 , 8 0 0
3 7	2 4 5 , 8 0 0
3 8	2 4 6 , 7 0 0
3 9	2 4 7 , 6 0 0
4 0	2 4 8 , 4 0 0
4 1	2 4 9 , 2 0 0
4 2	2 4 9 , 9 0 0
4 3	2 5 0 , 5 0 0
4 4	2 5 1 , 1 0 0
4 5	2 5 1 , 8 0 0
4 6	2 5 2 , 4 0 0
4 7	2 5 3 , 0 0 0
4 8	2 5 3 , 6 0 0
4 9	2 5 4 , 1 0 0
5 0	2 5 4 , 7 0 0
5 1	2 5 5 , 3 0 0
5 2	2 5 5 , 8 0 0
5 3	2 5 6 , 2 0 0
5 4	2 5 6 , 6 0 0

5 5	2 5 6 , 9 0 0
5 6	2 5 7 , 2 0 0
5 7	2 5 7 , 5 0 0
5 8	2 5 7 , 8 0 0
5 9	2 5 8 , 1 0 0
6 0	2 5 8 , 4 0 0
6 1	2 5 8 , 7 0 0
6 2	2 5 9 , 0 0 0
6 3	2 5 9 , 3 0 0
6 4	2 5 9 , 6 0 0
6 5	2 5 9 , 9 0 0
6 6	2 6 0 , 2 0 0
6 7	2 6 0 , 5 0 0
6 8	2 6 0 , 8 0 0
6 9	2 6 1 , 1 0 0
7 0	2 6 1 , 4 0 0
7 1	2 6 1 , 7 0 0
7 2	2 6 2 , 0 0 0
7 3	2 6 2 , 3 0 0
7 4	2 6 2 , 6 0 0
7 5	2 6 2 , 9 0 0
7 6	2 6 3 , 2 0 0
7 7	2 6 3 , 5 0 0
7 8	2 6 3 , 8 0 0
7 9	2 6 4 , 1 0 0
8 0	2 6 4 , 4 0 0
8 1	2 6 4 , 7 0 0
8 2	2 6 5 , 0 0 0
8 3	2 6 5 , 3 0 0

8 4	2 6 5 , 6 0 0
8 5	2 6 5 , 9 0 0
8 6	2 6 6 , 2 0 0
8 7	2 6 6 , 5 0 0
8 8	2 6 6 , 8 0 0
8 9	2 6 7 , 1 0 0
9 0	2 6 7 , 4 0 0
9 1	2 6 7 , 7 0 0
9 2	2 6 8 , 0 0 0
9 3	2 6 8 , 3 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。
ただし、第31条に規定する会計年度任用職員を除く。

第10条 筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「に掲げる職員であって自動車（自動二輪車を除く。）を使用する者の通勤に係る費用弁償の額は、当該職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同号アからスマでに定める額」を「の市規則で定める加算額については、零」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和8年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の筑西市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与等条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の市長等給与等条例、改正後の教育長給与等条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の筑西市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正前の筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例、第7条の規定による改正前の筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第9条の規定による改正前の筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長等給与等条例、改正後の教育長給与等条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。